

秋田藩士井口宗翰『寛斎雜記』と気吹舎情報

天野真志

はじめに

慶応四年（一八六八）二月、徳川家を中心とした旧幕府勢力の征討問題が争点として浮上するなか、奥羽諸藩のなかでいち早く新政府支持を表明した秋田藩は、諸藩に「勤王」への賛同を促す使者を派遣する。同時に、藩内では人材登用を見据えた改編が進められていく。

この一連の過程において、秋田藩内では気吹舎二代平田鏡胤、三代延胤の存在が重要な位置を占めるようになる。特に延胤は、前年の藩主佐竹義堯帰国に際して同行が命じられ、国許において政策方針に対する発言が求められる⁽¹⁾。

二月に入り延胤は、父鏡胤が活動する京都へ向かうことを決心する。その背景に、延胤の理想とはかけ離れた人事が進められつつあったよう⁽²⁾で、「実二面白からぬ」藩内の状況下、「少しも早く上京仕度候」と鏡胤に伝えている⁽³⁾。

その一方で延胤は、旧知の家老小野岡右衛門に対して人事工作をおこなう。その結果、彼が推挙した井口正兵衛・中川健蔵・小野崎鏡蔵の「正義家三人」が登用されることになる⁽⁴⁾。いずれも、幕末期に延胤と連携し、藩内において佐竹義堯の決起を促す活動を起こした人

物である。

幕末期の秋田藩を概観すると、拠り所を異にするいくつかの勢力体が連動した政治行動を起こす状況を確認することができる⁽⁵⁾。この時延胤が挙げた三者に関しても、思想的・学問的な拠り所は一様ではなく⁽⁶⁾、当該期の秋田藩において学派を超えた横断的な連携が形成されていたことがうかがえる。

このことを踏まえると、気吹舎を拠点とする延胤が、どのような経緯で彼らとの関係を構築したのか、さらにこうした複合的な関係性が、幕末期の秋田藩の政治・社会にいかなる影響を与えたのか、あらためて検討していく必要がある。

そこで本稿では、延胤が「正義家」と評した人物の一人、井口正兵衛に注目し、彼と気吹舎、さらに延胤との関わりについて検討を加えたい。そのなかで、彼が遺した『寛斎雜記』を軸に、彼の情報網から見た気吹舎との繋がりについて紹介するとともに、如上の課題を解明する一助としたい。

一 井口宗翰について

井口正兵衛は、文化九年（一八一二）の生まれで、諱を宗翰、寛齋と号した。彼が認めた「記録」⁽⁶⁾によると、文政一〇年（一八二七）四月、一五歳のときに「実家」である小野寺家より井口家の養子となっている。

宗翰は、天保四年（一八三三）五月に学館書記を拝命し、天保七年（一八三六）に家督を相続する。その後学館での職に就く一方で藩政への関わりも持ち始め、幕末期には目付、評定奉行などを歴任している。

幕末期における宗翰の政治行動については明らかではない。しかし、元治元年（一八六四）に秋田藩内で発生した藩主佐竹義堯上京をめぐる騒動では、平田延胤や中川健蔵とともに宗翰も評定奉行を罷免されており、延胤らの活動に関与していたことが想定される⁽⁷⁾。

その後慶応四年になると、宗翰は前述の通り延胤の推挙により学館詰役に登用される。その際延胤は、宗翰を「御学館之風を一変致させ可申」ほどの影響を及ぼす人物と評している⁽⁸⁾。彼の存在は、延胤やその周辺人物が期待し得る影響力を持つと考えられていたことがうかがえる。

二 井口家と気吹舎・平田家

幕末期の秋田藩において井口宗翰は、平田家およびその家塾気吹舎

にとつて、秋田藩との重要な連携窓口であった。とりわけ、彼の次男である井口胤が平田家やその周辺勢力と密接な関係を有していたことも、彼のこうした役割を印象づけている⁽⁹⁾。しかし、井口父子とも気吹舎門人ではなく、必ずしも国学へ傾倒していたわけではない。井口家と平田家の関係は、平田篤胤の代に遡る。天保一二年（一八四一）、篤胤は幕府からの嫌疑により江戸を追放される。その後、篤胤は江戸から秋田へ居を移し、やがて佐竹家中となるが、当時二九歳であった宗翰は、一連の情報を入手している。

大和田庄治伯父平田大角、当春江戸より被差下、雪消迄父様御取扱二而萱橋^江被差下、四月頃庄治方へ右夫婦着罷在申候所、皇朝故道学宜敷趣被及 御聞召、拾五人扶持、御給金拾両二而永々大御番ニ被召出候、大角今年六拾五才ニ罷成申候、故道学とハ和学方之事ニ有之候⁽¹⁰⁾

宗翰の記録によると、篤胤は江戸を発足後、「雪消迄」秋田藩の飛地である下野国萱橋に滞留し、四月頃に秋田へ到着している。その過程で宗翰の「父様」が一連の対応を担当しているが、義父井口源内は天保七年に死去しているため、ここで登場する「父様」は実父小野崎又右衛門を指す。『気吹舎日記』にも、この時期に小野崎又右衛門が頻出しており、⁽¹¹⁾ 篤胤の秋田行きに際して、小野崎が篤胤の世話役として平田家と関わりを有していることが確認できる。「記録」による限り、宗翰と篤胤との接触は頻繁ではないが、実父の小野崎又右衛門はその後も秋田で篤胤と交流を続けていたようで、天保一三年（一八四二）四月に腰痛にて保養中に「平田大角之療治」を受けるこ

ともあったようである¹²⁾。少なくとも、実家である小野崎家を媒介として、宗翰は篤胤および平田家との接点を有していた。

天保一四年（一八四三）閏九月、篤胤が没した際も宗翰は記録を残している。

一、隣家平田大角殿差塞り之事為知有之罷出候所、実ハ昨夜四ツ時手切ニ可成候由

（中略）

一、平田遺葬ニ付罷出候、正洞院也、棺ハ野棺ニ而横幅広、平生之通居候由、焼香之節親族手を打拝候、門人ハ焼香なし、兼而神道を以祭り候ニ付、内江出家を入不申、只香刺ハ天下之法ゆへ和尚参候由、読経ハ不致と申事也¹³⁾

篤胤死去に際し、宗翰は葬儀に出席していることが分かる。記事では、神式による葬儀を興味深く記しているが、「隣家平田大角殿」とあるように、宗翰と篤胤とは、近い空間で居住していたことがこの記事から把握できる。彼等は、思想や学問的な党派性を超え、日常生活において同じ空間を共有する関係であったといえよう。

三 『寛斎雑記』の世界と気吹舎情報

宗翰は篤胤最晩年の二年間、平田家と関わりを持つ機会を得た。その後、宗翰は秋田を拠点に学問活動を継続するとともに、藩政運営の担い手として成長していくが、その過程で彼はさまざまな情報を各所より入手し、記録としてまとめている。それは『寛斎雑記』と通称さ

れ、全三四巻におよぶ大部な記録として秋田県公文書館に所蔵されている。

『寛斎雑記』は、その体裁が一様ではなく、表題が記されないものや、別の題名が付されているものなども存在する¹⁴⁾。また情報は、文政期から慶応二年（一八六六）と長期間にわたるが、必ずしも時系列的ではない。さらに、いくつかの冊子が合綴されたものも確認され、おそらくは、宗翰が蓄積した諸情報のいくつかについて、『寛斎雑記』という名で纏め直されたものと考えられる。どの段階で現在の『寛斎雑記』として体系化されたのか判然としないが、宗翰の筆で「寛斎雑記 丙」と付された巻も存在することから、少なくとも名称自体は彼の命名であると推定される。

『寛斎雑記』に収録された情報は多岐にわたる。約四〇年にわたる情報録は、時期によってその性格も変容している。その性格は、①学問・教育に関する情報、②秋田藩内の情報、③国政に関わる情報、④宗翰自身の見聞記録に大別される。

①は、主に天保期に集中しており、「明君家訓」など儒学関係書の写しが多くを占めている。②は、天保期に仙北郡で発生した北浦一揆などが収録されているが、情報量としては他と比較して小規模である。

『寛斎雑記』は、安政期以降になると、その情報量が飛躍的に増幅する。④の宗翰自身が江戸在留中に見聞した情報も少なくないが、安政期以降の大きな特徴として、③の国政に関わる情報を秋田藩江戸屋敷から集中的に入手している。

全三四巻の内、奥書などから六冊分が江戸屋敷で入手したと判明する。それらは安政二年（一八五五）と万延元年（一八六〇）の二年間に集中しており、宗翰が江戸在留中に入手した情報であると分かる⁽¹⁵⁾。

これらの江戸屋敷で入手した情報は、決して藩による正規の情報網から入手されたものではない。例えば、宗翰は徳川斉昭が幕府に提出した上書の写しを安政二年に入手している。彼はその情報を「景山公上書并御書簡写」として『寛斎雑記』八巻に収録しているが、同巻の奥書には「従平田氏借得於下谷藩邸写之」と、気吹舎平田家との関わりを想起させる記載が確認できる。

実際、『寛斎雑記』の情報には、気吹舎から入手したことを思わせる情報が散見される。例えば、『雑記』二〇巻には「来舶神旨之答弁」と題する書翰の写しが収録されている。「来舶神旨」とは、加賀藩の気吹舎門人である石黒千尋が、嘉永六年（一八五三）ペリー来航を中心とした対外状況を論述した著述である。石黒は、安政六年（一八五九）七月に「来舶神旨」を気吹舎へ献本しており⁽¹⁶⁾、それに対する延胤からの返書がこの雑記に収録されている。

さらに、この巻には延胤が各所から入手した政治情報録「秘密日記」が収録されている。「秘密日記」⁽¹⁷⁾は、門人等から気吹舎にもたらされた、機密事項を含む政治情報録である。篤胤晩年以來秋田藩士として活動する平田家は、幕末期に政治情報の提供を通じた秋田藩との関係を構築するとの指摘があるが⁽¹⁸⁾、政治情報を介した両者の関係については、その具体的な状況が明らかではない。しかし、井口宗翰

のような気吹舎門人ではない秋田藩士が「秘密日記」など気吹舎情報を入手している事実は、学問的立場や思想を超えた横断的な情報網が秋田藩内に形成されつつあったことを示唆する。それらがどのような契機で形成されたのか、現時点では明確ではないが、少なくとも宗翰の場合、篤胤以來日常的な交流のなかで平田家との関係を有していた。その意味で『寛斎雑記』は、さまざまな要素で構築されていく関係性が、幕末期の情報交流、さらには政治的連携へと発展していく可能性を示す記録であるといえよう。

おわりに

本稿は、井口宗翰および彼が著した『寛斎雑記』について、秋田藩と気吹舎との関わりを示すいくつかの要素を提示した。宗翰については、残された記録量の割にあまり注目されていないとは言い難く、『秋田人名大事典』にも収録されていない。しかし、彼の経歴や情報量を見る限り、幕末期の秋田藩政、特に気吹舎と秋田藩との関わりを考えると留意すべき人物である。とりわけ、彼の実家である小野崎家からは、藩内における国学塾、雷風義塾を創設した小野崎鏝蔵（通亮）を輩出している。彼は宗翰の甥にあたる関係で、宗翰の息子礼とは親戚関係であった。戊辰戦争期、京都に向かう平田延胤が後事を託した宗翰・鏝蔵両人は、平田家と篤胤以來の長い蓄積を背景に持つ。気吹舎・平田家を考える際、「平田国学」という学問・思想的側面に注目が集まるが、秋田藩士として平田家を捉えなおすことで、あらためて

幕末期における秋田藩の政治行動や気吹舎の政治的位置を再検討する契機となるのではないかと考えている。

本稿では、事例の一部を紹介するに留まったが、その一端を示す記録として、『寛齋雜記』二〇巻の全文を以下に示した。今後の幕末秋田藩研究および気吹舎研究の一助となれば幸いである。

註

- (1) 天野真志「王政復古前後における秋田藩と気吹舎―慶応四年の「内勅」をめぐる政治背景」(平川新編『江戸時代の政治と地域社会』 藩政と幕末政局「清文堂出版、二〇一五年」。
- (2) 慶応四年二月四日付平田延胤↓平田鏡胤(「平田篤胤関係資料」書翰5、2、33、国立歴史民俗博物館所蔵)、『国立歴史民俗博物館研究報告』二二二 平田国学の再検討(一)二〇〇五年、八〇頁。
- (3) 慶応四年二月五日付平田延胤↓平田鏡胤(「平田篤胤関係資料」書翰7、2、28、同右書八二頁)。
- (4) 天野真志「国事周旋と言路―幕末期秋田藩の政治方針をめぐる対立から」(『歴史』一六、二〇一一年)。
- (5) たとえば、中川健蔵は秋田藩内では漢学者として名を馳せた人物で、領内各地に交流交流網を広げていた(遠藤桂風編『角館戊辰戦史』角館史考会、一九二八年など)。
- (6) 井口宗翰「記録」上下(「混架資料」29、208、1、2、秋田県公文書館所蔵)によると、宗翰の名は、文政二年(一八二八)五月、一六歳の時に秋田藩校教授であった野上陳令より拝領したものであった。以下、本稿では宗翰にて統一する。
- (7) 前掲(4) 天野論文、七五頁。
- (8) 前掲(3)。
- (9) 『秋田人名大事典(第二版)』(秋田魁新報社、二〇〇〇年) 七五頁。
- (10) 井口宗翰「記録」下、天保二年一月二四日条。
- (11) 『気吹舎日記』(『国立歴史民俗博物館研究報告』二二八 平田国学の再検討(一)二〇〇六年、一五三―一五七頁)。

秋田藩士井口宗翰『寛齋雜記』と気吹舎情報

- (12) 井口宗翰「記録」下、天保一三年四月二八日条。
- (13) 同右、天保一四年閏九月二日、一三日条。
- (14) 例えば、『寛齋雜記』四巻の表題は、「万年先生和文章」とある(「混架資料」29、208、4)。
- (15) 万延元年の江戸在留中、宗翰は『寛齋雜記』以外にも大老井伊直弼殺害に関する情報を残している(「万延元年庚申三月三日之記」(「混架資料」14、706、1、2、「水江雜記」(「混架資料」14、707など)。
- (16) 安政六年七月六日付石黒千尋↓平田鏡胤(「平田篤胤関係資料」書翰8、52、27、前掲(2)、一七七頁)。
- (17) 平田篤胤「秘密日記」(「平田篤胤関係資料」冊子42)。
- (18) 宮地正人「幕末平田国学と政治情報」(同著『幕末維新期における社会的政治史研究』岩波書店、一九九九年) など。

翻刻

井口宗翰『寛齋雜記』二〇

(「混架資料」29、201、20、秋田県公文書館所蔵)

※翻刻に際し、適宜読点および並列点を補った。また、漢字の旧字体は原則として常用字に改め、合字はひらがなとした。平出に関しては開字同様一字明けにて表記した。
なお、史料の欄外に宗翰の筆で注が付されている部分がある。これらについては、該当部に「」で示した。

(表紙)

「 寛齋雜記続 八 」

○村上侯安積氏江御尋ニ付答之趣

○来舶神旨之答弁

○諸国より来書

○秘密日記

(印)

寄附 大正二年二月七日 井口直

○村上侯安積氏江御尋ニ付答之趣 村上侯は御老中内藤伊守殿
安積助長斎公儀之御儒者

一、水府・彦根之一件詰り如何成行可申哉、無覆臟承度候

答、水戸家は忠ニ強く、彦根は邪ニ強く候得共、善悪邪正之論

は暫く差置、此上之成行見込之所御答可申候、恐多く候得共、

姑息之御政道を以井伊家一旦被立置候共、詰り滅亡ニ至り可申

候

一、其故致承知度候

仇を報ずれば、又其讐を報ず、是則御両家終ニ全き事を得ざる

所也、去ながら、井伊家は 朝敵之名あれば、私の怨を以て水

戸家に讐を報ずるとも、其罪名万世消る事なし

一、然は仇は報ず間敷哉

卑しくも是を失はん事を恐れれば、至らざる所なし、臣子たる人

社稷を失はん事を恐れて、君父の仇を報せずんば、人倫之道廢
す、何を以て君に事へ可申、祖宗之靈是を恥玉ハさらんや

一、彦根よりは御父子之内、何れを当之敵と可致哉

右様存候は心得違ニ候得は、只水戸家を恨可申候

一、報讐之道如何候哉

二ツあり、其一ツハ時勢恐らくハ行ハれ間敷、其二ツ行ハれ可

申候

一、詳に承り可申候

是は難申候

一、此一事より兵革之世と成行可申候哉

総て事は不慮ニ発し候ものにて、三月三日之變是なり、今は外

国の大難あり、又井伊家にハ水戸家之誠忠たる道理を察せずし

て時を謀り候とも、忝人にて憤怒に堪ざる人ありて、報韓之

儀を致候者有之間敷とも難申、左ある時は主客忽地を換ん、攻

るハ奇、守るハ正、攻守難易之勢こゝにあり、不慮に事起て戦

鬪之街と可相成候

一、御両家勝敗如何可有之哉

剛も頼むべからず、柔も侮るべからず、且決断と油断の二ツに

御座候、兎も角も、御両家滅亡之時節到来とも可申、不遠世は

戦国と可相成、今洋夷之事より起りて、国家柱石之御両家同士

打して滅亡ニ及ばん事、武門之義理とハ乍申、歎くにも余りあ

る事にて候、御国運之傾く所、将に夫命歟、残念至極之事と落

涙致候事ニ候

一、御両家何れか善悪ありや

其中に大ニ差別御座候、水府家は飽まで忠の中に忠心相見得、彦根は悪の中に柔佞之気味有之、第一二は

朝敵にも陥り候儀ゆへ、井伊家被立置候共、必長く保ち申間敷、水府は御建白之趣意不立とも滅亡は遠き方ニ而、御本家之將軍家亡び候ハ、共ニ亡可申候、詰る所、水・井御両家之判断は洋夷を許すとゆるさゞるとに係りて、此上之大事はあるべからずと奉存候事

右御尋ニ付、不憚忌憚申上候

○加州石黒氏の来舶神旨といへる書の答弁

過日は来舶神旨之御著書拜見被仰付、難有奉存候、是は定めて深き思召も被為有候御事、尤忌諱に拘り候筋は御尽し兼之御事も可被為在、三、四年以前之御著述ニ候得は、当時之形勢にてハ又御論も可有之と奉察候へども、存寄もあらば申上候様との御事故、稽古之為にも可相成と失敬を顧す愚存之趣并同志一兩輩の存慮も取交、聊相認申候、勿論愚論之趣、決して当れりとハ不被存候間、御笑覧之上無御遠慮御教示を奉希候、則左ニ相認候

一、御説に 皇国ハ世界の君国にして、諸蕃国ハ悉く

皇国に臣服し参るべき事ハ、大御神の御定なる事

御国体の根元と 大御神の神勅、また延喜式の祝詞等の趣を証とし、猶志都の石屋の説をも引出玉ひて、君臣の国体を論じ玉へるハ、実

秋田藩士井口宗翰『寛斎雜記』と気吹舎情報

に動かすべからざる御説といふべし、扱又彼の夷狄驕傲にして、かしくも我か 皇国を属国の如く思ひ奉り、威を以て迫るが如きもすべて彼が来舶ハ 大御神の大御心とし玉へるハ如何あるべき、次に 皇国の外国と交易せしハ古代にありし事にて、今に始りたる事にハあらずとし玉ひ、又次に彼か害心ありて来る時ハ、祈り願はずとも 神風ハ吹くべし、嘉永年中に來りし時ハ、彼に害心なき故に、神風ハ吹かざりしなりとて論ひ玉へる事どもハ、いかにぞや思はる、なり、其趣ハ次にいふべし、但初の処の御説ハ引出不申、此ハ末の論に合せていふべし

一、来舶神旨上卷十六丁ウヨリ、「日本ハ鎮国の国風にて、外国とハ通信通商せざる国柄ぞと、皆押並て心得るハ、甚しき誤にて、大本の国体を知らざる者なり、既に 東照神君の御在世にも、慶長五年に和蘭陀・諳厄利亞、同六年に安南・柬埔寨・呂宋、同七年に太泥、十一年に暹羅・占城・田彈、十七年に亞馬港・新伊西把你亞、十八年に漢入利亞等より各国書翰獻呈物を齎し來り捧奉り、交易を願ひしが、御許容ありしのみか夷人を江城・駿城へ召寄せられ上覽ありし事も多く、慶長十六年の頃ハ異域通商の来舶、長崎に八十艘碇泊すと云り、又御朱印船と称し、吾 皇国よりも外国へ渡海し、商を通じたる処、寛永年間に至りて止められたる由、列祖成蹟・松栄記事・泰平年表に見えて手広く、其頃は諸蕃国と通商御免許なりしに、寛永十四年邪宗耶穌の徒肥前島原に蜂起し、翌十五年誅滅なさせられしより、異国渡來の船邪宗門の事ニ付御吟味始り、同十七年六月、呂宋国より黒船一艘長崎へ漂着せしが、皆耶穌宗門の徒にて、

七十四人の内六十一人誅せられ、十三人赦免にて追返さる（性天海六歳長十七年三月戦終し置所なり）、按ずるに、此頃より琉球を臣服の国とし、朝鮮を通信來聘の

国とし、和蘭・清国を通商の国と定て其他の外国を 皇国へ入玉ハぬ事にし玉へるなるべし、二百年來かくの如くなれば、今其始を知る者少く、琉朝漢蘭四ヶ国の外ハ日本の地へ足踏もならざる嚴禁ある事、是ハ 神君以前よりの御掟ならんと人皆思へる世の中となりけり、是に因て、日本ハ上古よりして外国の往來なき鎖国の国体と云説も起り、一同其心得に安んじ居たる、折しも亞国の軍艦浦賀の御藤元へ俄に乘入り、願書を呈して御返翰を乞事頼りなれば、人心の動揺たゞならぬ事げに尤の事ぞかし、物しらぬ町在の者ハさもこそあれ、執政大任等之御方々ハ 皇国太古の神裁に本づき、從來偏固の政蹟を改め、通商ハ漢蘭の二国に限らず、外国いづくも一体たる公平の御所置を以て、程よく交易を御開きあらば、我も富ミ、彼も利を得て 日本へ服従すべく、偕こそ復古の善政ならぬ

一、又同卷十九丁オヨリ、「或人曰るハ、我カ 皇国決して然らず、彼カ云造物者ハ、即我カ 太祖の神にて、我カ 天皇ハ其造物者たる神々の御嫡流、しかも 皇国ハ造物者の神たち御評定ありて、日の神より 御孫の尊へ授け玉ひ、御代々天壤無窮の 宝祚なれば、玉体の尊き事玉の如し、種姓卑しく石に比しき諸蕃王と同等に思ひ奉るべき 天皇に非ず、実に世界中の総君主にましくて、蕃王ハ臣下なり、故に上古 日本へ参る程の国々より皆 天皇を君とし、敬して貢調を献納せり、然は今も 日本へハ臣として敬して貢物を捧げ、蕃王ハ臣とし、服して参るべ

きを、天皇も国王、我も国王と同等に思ひなし、交易を通じ剩へ同盟の国へ引入んとハ無礼至極なり、彼ハ夷人にして尊卑懸隔なるいはれを知らずといへども、我ハその尊卑の所由を弁明すれば交易を免し、同盟の徒に誘引せられまじき事なりといへり、堅固の日本魂といへども、余りに偏固なる論にて、神慮の御程当なるにハ違ふべし、もし此論を是とする時ハ数百年來連続して通商を許し置玉へる漢蘭の二国をも、向後交易御指止にならずてハあるべからぬ道理に至るなり、万一通商御指止之儀二国へ仰渡さるゝならハ、夫こそ兵端を招かるゝにて、支那・和蘭諸共に決して承諾なすべらず、神ハ（カ 戦力）正路をこそ守護もあらぬ、不筋より起る戦争に冥助ハ覚束なし、且熟考して知るべし、近年唐大黃の薬種舶來扨底の刻、療用不自由の小前の者ハ、医者も病家も難渋したり、然は交易手広くなくてハ皇民の為ならず、通商も神の御心なればこそ上世より交易の道ハ開かれたれ

一、同下卷四十七丁オヨリ、「或人曰、昔ハ日本も実に神国にて、海外の異賊窺ひ來る時ハ神風にて吹払ひ、異船を日本の地へ寄付玉はずと聞たり、後世の今時ハ、アメリカ軍船 幕府の御藤元江戸海に乘込ても何の事もなし、然れば今ハ神助もなき末世と成たるか、但しハ又御武威も末に成たる故かといへり、野心害心なく、一ト通り交易一条までにて來る船に暴風を起して、神ハ船を覆し玉ふべくもあらず、亞人軍艦に乘來りたるハ、日本に用心しての事なり、江戸海に乘入たるハ望を達せんが為なり、但日本の所置にて打払ひ戦争に及ぶまじき物にもあらざる処、其事を承知の上にて江戸海へ乘入

たるハ剛なりと云べし、又後世の今と成てハ神靈の冥助なしと思へる事甚しき誤りなり、神威決して然らず、昔も今も同事なり、近く天保四年判行したる樺島浪風記と云書に文政十一年八月肥前国長崎云々

右ハ要たる処を少く抄出したるなり

○延胤云、外国の始て 皇国に帰服し参りたるハ 崇神天皇の御宇より始りたるハ申迄もなく、推古天皇の御宇に至るまでハ皆朝貢の使か、さもなきハ 天皇の聖化を慕ひて、皇国の御人とならんとて渡り来りしなり、其後朝貢の使も数多ありしかど、同天皇の御宇始て漢土と御交りありしハ、彼国に求め玉ふ事ありてなり、交易の事にハあらず 此事ハ御紀に見え、又取或概言に論ひ置かれたり、此後度々使を奉りしかど、是又通商交易などの御ゆるしハなかりしなり、遙後に足利將軍の頃、聊交易などの事聞へしハ、大内氏・大友氏、又ハ西国の商人などが私の事にて、元より乱世なれば 朝廷より御ゆるしありての事にハあらず、殊に其頃ハ此方よりも勝手に船を出して交易をもせしかバ是ハ論外なり、又天正年中織田信長公の頃も 朝廷より御ゆるしの通商にハあらず、信長公も一度南蛮の邪宗に欺かれて南蛮寺をも建立ありしかど、其邪宗なる事を知りながら信じ玉へるにハあらず、さらば程なく南蛮の奸計露顕して豊臣太閤是を厳禁し玉ひき、右の如く上古ハ朝貢の使のミにて、其後唐国と御交りありても通商は忝度も許し玉はず、彼より奉る書翰など無礼不敬なれば、御返翰をも下されず、其使を追返し玉へる事などハありき、然るに慶長五年より西洋邪宗の国々一度交易御許しありしに、纔に十余年にして同十六年肥後国

切支丹寺の僧 幕府へ訴の事ありて、又邪宗の徒を禁じ玉ひ、同十八年の夏大久保石見守長安といへるハ三万石の身上なりしに、邪宗の国と内通の事あり、石州の死後に其事露顕し、子息七人皆磔に行ハレ、其外の一類悉く嚴科に処せられき、其後寛永十四年肥前の国天草の邪徒起り、同十五年二月邪徒の城落て、同時に死するもの三万七千人なり、邪宗の害大なる事はを以て見るべし、此頃より一統宗門御改の事も始りしなり、右慶長年中西洋の国々より懇願して交易を乞ひたりしハ、必邪宗を弘めん為なるべし、但し其国々の中に交易一方の願望ならば、纔の間に彼より辞して止たるハ不審にあらずや、（海外露見）「邪宗の事ハ南蛮妖法記に委しく見えたり○来舶神旨にハ、「慶長五年阿蘭・アンゲリヤ、同六年に安南・カンボチャ・呂宋、同七年に天涯云々、右之国々交易の御許容ありしのみか、夷人を江城・駿城へ召寄せられ上覧ありし事も多く云々」といはれたれど、江戸の御城ハ此時いまだなく、慶長十一年に初て御築城ありしなり、石黒氏の心ハ実ニ計り難し」是必定我か嚴重なる邪宗の御制禁を見て恐れて辞し奉れるなるべし、すべて西洋の国人ハ心長く計りて事を成就する人情なる事ハ勿論なるが、最初の間は害心を表に顕ハさず、叮嚀に通信交易などを願ふ事也、是ハ 皇国に来りし時のミにあらず、彼の牛皮の謀計など是なり、依て按ふに、慶長年中にハ外夷の甘言に依て暫く其願をゆるし玉ひしなるべし、然るに纔に数年の間に邪宗の害起りしかば、幕府の御明断を以て鎖国の御法を定め玉ひしハ、実に尊き御事なり、是こそ 大御神の大御心にもあるべし、されば慶長中の交易を例として、通商ハ今始ての事にハ

あらずとの御説ハ不吉の例ともいふべきか、扱又外国一体たる公平の御所置云々との御説もいかゞあるべき、其ハ外国と一体にてハ初に証を引て論ひ玉ひし、皇国ハ君国なる趣も無益の証となるべきか、又「我も富ミ、彼も利を得て云々、又「漢蘭の二国をも向後交易御指止にならずてハ云々、又「近年唐大黃の薬種舶来払底云々、又「又交易手広くなくてハ皇民の為ならず、通商も神の御心なれハこそ上世より交易の道ハ開かれたれ」などの御説もいかにぞや思はる、前にもいへるが如く、西洋ハ悉く邪宗門なる事論なしといへども、阿蘭ハ能く 皇国の御掟を守り、是迄臣国に准ずる程の御扱ひなれども、無礼の願等もせず絵踏などの御掟をも守り、数百年二心なく仕奉り来れば、余の蕃国と同様にハ論ずべからず、又唐ハ元来邪宗の国にあらず、殊に国王より書翰を奉りし事もなく、又重役の使者来れる事もなければ、長崎の商人共と相對の交易をゆるし迄の事なるべし、扱又薬種は大黃に限らず、皇国の品にて不足ハなき事なり、或人の説にも 皇国の外国と通ぜざりし代にハ何の薬を以て病者を療したるや、殊に唐大黃を用ひざりし世も病者の多かりし伝へもきかず、されは唐大黃の代りに用ゆる薬種もあるべく、今も皇国の薬種のミを用ひて渡世する医師もあり、然るに是を用ゆるの法を知らざるハ古医道に不明なる医師といふべし、又交易して 皇国の得る所の物ハギヤマン羅紗奇薬の類、又ハ珍奇の器物もあるべし、其中に羅紗ギヤマンハなくても用の欠たる事なし、珍奇の品ハ皆奢を生ずる種となりて、御国に益なき物なり、扱恐るべきハ奇薬なり、譬へば腹痛・百日咳などの病に阿片の少か入たる薬を用ゆる

時ハ、眼前に苦痛を忘れて、其効実に神の如し故に、人皆其効能に驚き服すといへども、其毒生涯体中に残りて病をなすの類なり、殊に庸医是を用ゆれば、却て人を害する事あるべし、是恐るべきの第一なり、只彼より少か取るべきハ炮術なり、然れども今ハ彼が長ずる所を取得て、足らざる事もなければ、此上求めるにも及はずといへども、是又和蘭より伝ふれば、其余までにハ及ハざるべし、扱又此方より彼へ渡す薬物も多し、茯苓・香附子・当帰・芍薬・川芎・半夏・臘肭臍・大棗・鍾乳・寒水石・水晶・樟腦・片腦・人參・南部琥珀・山柝・黃連・明礬、此外猶種々ありとぞいつれも西洋にハなき物にて、甚秘蔵する品々のよし、〔蘭外脚注〕昔より外国人の来る時ハ種々の悪病も共に来る事なり、故に其帰る時にも四隅の大祓といふ事あり」一説にハ、此方の大黃を彼か持行くも多しといへり、但し是ハ実説なりやいまだ慥なる事を聞かず、もし実ならば彼持行製して、又持来るも知るべからず、近頃持来れる大黃にハ和品にも劣る程なるが多く、薬商人も大に損毛したりとも聞けり、大棗・半夏・茯苓等ハ 皇国に多き物なるハ人の知れるか如く、一斤の価銀三、四匁程の物なりしに、交易始めてより、銀拾八匁程に至れりとぞ、其外にも同様の品々ありといへり、尤是等ハ奸商の所為もあるべけれど、先ツハ交易の為なるべし、又五穀の類ハ勿論、金・銀・銅・鉛・絹・蠟・漆の類など、殊に彼か懇望の品なるよし、追々ハ不足にもなるべし、皇国に於てハいつれも日用の品なれば、彼より羅紗・ギヤマンの類と交易してハ、いづれに損徳ありや、是こそ不足に至らば小前の者の難儀ともいふべし

扱又諸蕃国の通商を断るとも、漢蘭までも断るにハ及バぬ事と思ハる、是も余儀なき時ハ理を尽して彼を論し止めさせんにハ彼もいなむ事ハなるべからず、尤理不尽に追返すなどハ兵端を招くともいふべし、されども彼より兵端を起さんには止事を得ず、皇国の本体たる固有の神武を示すべし、猶足らずハ必神風をも吹かせ玉はん事決して疑ひあるべからず、又「通商も神の御心なればこそ、上世より交易の道ハ開かれたれ云々等の上世とハ、崇神天皇の御世よりの御心にや、慶長中よりの御心にや、少か紛ハしき様に思ハる、なり、慶長より前にハ朝廷より御ゆるしの交易ハなく、慶長の度ハ不吉の例なるべきよしハ前にいへるが如し、又御朱印船を止め玉ひしハ実に君国のしるしにて尊き御所置なる事申も更なり、扱又外夷の為に

皇国危急の事ある時ハ、神風を吹かせ玉ふ事、昔も今も同事なるハ、実に御説の如くなるべし、然れども嘉永年中亜夷の浦賀へ乗入し時、神風の吹ざりしハ彼に異心なき験とし玉ふ事、甚覺束なし、もし御説の如くなれば、天正年中南蛮の邪徒渡來の時と、慶長年中交易御免になりて悪事の基となりし時などハ、神風の吹くべき筈の事なり、されば始て來る時に神風の吹ざりしを以て彼に害心なしとハ定め難し、抑神風ハ危急存亡の大事に及ばんとする時、人力を尽して上の子となるハ云までもなし、然るに彼に害心ありて來る時にハ祈り願はず、枕を高く平臥して居るとも、必神風を吹かせ玉ふものとするべし、海岸の武備ハ勿論、すべて外夷を防ぐの武術ハ悉く備置くにハ及はず、皆無用の物となるべし、尤大人君子ハさもあるまじきなれ

ども、当時御国内ハ大平を樂むの時なれば、庸愚の輩に至りてハ、全く武事を廢するにも至るべし、縣居大人もいはれたる如く、武を廢すれば君威衰へて、臣下の威強くなる羈業を起す人ハ武を勤むる故に、衰へたる世を奪ふもの也と、是実に動かざる金言と云べし、元より皇国の御国体ハ武を以て本体とし、文を以て皮毛とする事、天の瓊矛を以て御国の御国体を造り固め玉ひ、又天皇の御しるしにハ御劔あり、武神の統領たる鹿島・香取の神ハ御劔の靈より生れ出玉ひ、其外武の御本体たる事ハ先哲の論ひ置れたるが如し、されば外夷の事のミ憂ふべきにあらず、内乱の事をも又思ふべきなり、己らが身を以申さんハ恐き事にハあれど、近く外夷の騷動始りしハ、天保年中水野何某朝臣の御執政たりし時、外国の船二念なく打払の儀ハ御仁政にあらず、薪水食料等下さるべき事になりしより根さしとなり、但、是ハ雖御仁政なる事申までもなし、然るに、畜生にひとしく、飽く事なきの夷狄、
ら足より我族をいふ事とハなれるなり、俗に惡態をすれハ業をまるといへるがごとし嘉永年中何某朝臣の亞米利加交易をゆるし玉ひしより、大に起れる事と思ハる、なり、尤是ハ延胤が初ていひ出たる事にハあらず、かぐ有がたき御仁政にも飽たらで、驕傲なるハ実に憎むべきの甚しきものにあらずや、猶又密に思ふに、当時のやんごとなき御方々是をゆるし置玉へるハ、必ず御本志にハあるべからず、其いふまでもなく、皇国の上代よりかゝる事ハなき事と知り玉ひつ、も、先に何某朝臣の彼にゆるし玉ひしを、今更改め玉はんハ皇国の御信義を失ふ理なる事を思ひ玉ひ、暫く時節を伝玉ふものなるべく、察し奉らる、なり、穴かしこ

右は愚論の大略に御座候、前にも申候通り、決して当れりとハ

不被存、且家父も不快にて平臥罷在候二付、一見も致させず、其俣入御覽候間、何卒無御遠慮御示教被下度、猶當時の御説を承り度奉存候、以上

未八月廿八日

延胤

石黒様

③諸国より定府之仁^江来書之写

閏三月廿日、筑前国福岡より来書之内

江上伝一郎

一、時勢之模様、水府へ之 御諭旨一件、追々一大事之端ニも可相成と相考居候所、上巳之大変存外ニ出来、誠ニ前代未聞之珍事、恐悦とは実ニ此事と相考申候、一昨年来より形勢考合候得は、誠ニ符合仕、内実は心地能事共ニ御座候、其後之 御所置如何相成候哉、万里相隔り候得は虚実不分明、此節之大変実ニ 日光之神罰と被考申候、十七士之内七、八輩は諸家様へ御預ニ相成候由、右之面々御所置如何可相成哉、彦根も本領安堵之模様ニ付、定而御病死之事ニ御取捨と被考候、左候得は忠士之面々も定而切腹などの沙汰ニは及間敷、返すく十七人之面々希代之忠雄、 神国之稜威を輝し、後代武士之鏡相増申候、御承知も御座候哉、忠士之内薩州藩有村雄助大坂より乗船、大早ニ而薩州へ駆込候を、大坂之同心共追手ニ参り候ニ付、雄助切腹之由ニ而死骸見分之処、足軽数百人警固として鉄炮火繩ニ而、公儀役人を取巻、都合次第ニ而は打放すべき勢ひ有之候故、同心之面々恐怖之模様ニ而尺々敷改も無之引払候由、何者之死骸ニ候哉不相分由、此事は番所よりも見分仕候者之噂ニ付、相違

無之事ニ御座候、薩州之英気感心之至ニ御座候、○京師之御模様も其後之所一円不相分、甚案居申候云々

閏三月晦日長州表より書状之内抜書

安部宇吉へ文通を写

一、御地ニ而は彦根侯も御病氣ニ而卒去之事ニ相成候由、扱々存外之御政事驚歎之至可恐世体と相成申候、当地も其以來は老壮共打寄、一条之評而已ニ御座候、彼之忠士之素懷書は諸葛亮が赤心にも百倍して人心を感激せしめ、落涙之外無之、かく迄之誠心も此俣ニ朽果候様にてハ最早東府之盛時も一兩年を限りかと愚慮せられ、重畳歎息仕候、此節之評に、彦根侯内々は居間之床ニ邪宗之本尊を画き候掛物ありしなど申候得共、左迄之深意は有之間敷、只々奸吏之佞言に悪心と暴逆増長して世間之事情ニ闇く、内憂外患、国体など云事も打忘れ奏之二世が如く、仮令己ハ利発之気性ありても、趙高李が輩天下之乱を隠し、日夜乱舞遊宴ニ太平を賀し居候処へ、楚之大敵迫り来て始て驚き、俄ニ狼狽し、強秦と云へたりしも暫時ニ跡形もなく亡果たりしを思ひ合すれば、世に権威ある人など悲しきものハ無之候、権威ある人愚妄之言を出し候ても、誰も解教ゆる人もなく、退去して後に其愚を嘲るの類稀に見及候事も有之云々

筑前福岡より四月廿四日出之書状

同上

一、其御地一体之形勢、彦根侯も先御退勤之由、其後御所置如何と奉存候、此節御所置御仁政と可申哉、御憶政と可申哉、時勢とは乍申歎息之至りニ御座候、其御地去方より同志之者^江差越候一冊有之、

右は十七人之忠士懷中致し脇坂候へ差出し候書付と申事二而一覽仕候所、弥美談と可賞事ニ御座候、右一冊定而御覽も可被成、先生之御老説何卒被仰越被下候様奉願候、是は私之事ニは無之、国家之安危ニ拘り候事故、珍書も御座候は、必々御洩し被下度奉希候、外ニ申上度儀山々御座候得共、余は林順より御承知可被下奉願候、如何ニも希代之形勢歎息相増申候云々

右同所五月十四日出之書状抄

同上

一、上巳之変事如何々々、愉快至極、幾度となく同志打寄咄合、愁眉を開き申候、然ル所此節 国家之安危ニ相拘り候儀御座候而、甚心痛之儀も有之、乍去紙上ニ認兼申候、御察可被下候
端紙細書ニ

公所内実心痛之模様、只々六ヶ敷事ニ御座候、薩州より度々飛脚到来、此方よりも数度飛脚差立ニ相成申候、四月初之頃、薩州側用人某老人御内用として当地へ参り六、七日逗留、度々出殿、君公御直ニ御内談有之、其後同月末ニも又々参り、同様之事ニ而、如何之事情ニ候哉、一円申上兼候得共、薩人兩人義士ニ相加ハリ候事ニ而、御察可被下候、穴賢

下総佐原より五月廿六日出之書状

古川洪道

一、万次郎等帰帆、定而珍説も可有御座、友人牧山周郷も帰帆之由承候、岡太郎之手簡と申もの入手致候間、入御覽候、其他種々右等之書類府下ニは可有之と奉存候、邪教寺新造之事、兼而承り候事なか

秋田藩士井口宗翰『寛斎雜記』と気吹舎情報

ら、恐怖之至ニ御座候

一、当地辺相替候事も無之、四、五日以前暮夜武士拾人計旅装束ニ而香取社へ参詣之一条、伊能氏より御聞取可被下候

一、近来横浜出し之ため、茯苓高佃ニ相成候間、農夫類ニ探索致候所、去々月中近在山倉と申所ニ而茯苓形如人、四支は勿論陽物頭髮之模様迄自然ニ具足致し候ものを掘出候而見物群衆致候由、近日当所へも持来候と申事ニ御座候、兎ニ角時勢之变革如何可有之哉、不堪痛哭候御秘筆之御論説内々拝聴仕度奉存候、忌諱之書類他見勿論深秘可仕奉存候云々

越後高田より五月廿六日出之書翰之抄

梅川平介

一、三月桜田騒動之巷説有之内、当地之太守はカニモリヅカサ郡に御由縁有之候故、上に憚りて横死を——傷居候者も有之、筑波根之方をあしごまに申成し候者も相聞へ候故、其事共承り候時は憤怒に不堪、かゝる忠心之美名も泥中ニ埋り果候歟と猶更悲歎を忍び、明訓一斑抄憂国論等之書を密々読候而、不遠此君之汚名を雪ぎ玉ふ時あるべしと同志之輩咄合居候所、追々実事相分り候二付、一藩中今は正邪を弁別致し、中にも年寄中根善左衛門貞臣は博識強氣之俊傑ニ而云々

京師より六月晦日出之書状之端ニ

時岡肥後

一、可秘々々、先日関東へ早打出立之所、此度
禁裡付大久保大隅守 勅使代ニ而東下、定而今頃は到着ニも可有之、

何れ蛮夷之一条とは被察候得共、近来大二書通を恐怖仕候云々

右同書より六月六日出之書状 小野恭三郎

一、大坂へ参り、桜静を相尋可申と存候所、島男也と一同被召捕東行之由、残念不過之奉存候、此許之評判、島は至而宜敷、桜は余り不宜候様ニ御座候、御役人島ニ被尋候は、何故高橋多一郎父子其方ニ罷在候哉、島答候は、窮鳥懐ニ入る時は獵夫も是を許すと申本文も有之、其事は古主家之士と申仮令悪たり共、被頼候得は引受而かまひ可申、まして善事を致候者故、私共夫婦とも一命を無きものと存じ取計候間、御法通り之御所置相願候也と答候由、家内は縁切被仰付無構、桜は答速ならず候ゆへ、面倒ニ相成候由

一、桜静へは、最初役人衆より沙汰有之、水戸浪人参り候ハ、早々可申出旨被申付候二付、高橋参候得共、手前二居候而は不宜、島男也方へ兼々申置候間可参として連参り候由、然る所、男也宅は役人衆遠卷ニ致居候二付、高橋父子直々立退、天王寺を志さし参候所、跡より式百人程ニ而追来候得共、手を出し不申候二付、父子飯屋へ立寄飯を差出し候様申候所、未夕飯は出来不申由二付、酒を給父子高声ニ雑談致居候内、飯も出来食し終り、天王寺へ参り小川ニ面会、始末相晰、座敷を貸呉候様申候所、委細承知、心静ニ生害可致と相答候二付、大二歎ひ、金百両取出し、跡之事相頼、刀を出し、是は黄門公より拝領之品也、小川へ形見ニ進し候旨申、悴之分は葬式之用ニ壳払呉候様申、庄右衛門先切腹介錯し、自身切腹、硯料紙を乞候所間ニ合ず、切口之血ニ而左之文を認、咽を切相果候由

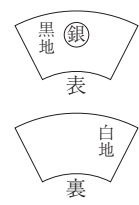
水戸家中 高橋多一郎 五十六才

高橋庄右衛門 十九才

国賊井伊掃部頭を討留、天下治世之為誠忠を尽す、右訳は大老井伊掃部頭日本之大禁を侵し、国を異賊ニ壳、天下則今累一向危而不訳探 宸庭柱言直桜花心事難伸空死別

鳥か鳴東路にしく真心ハかしまの里のあなたとをしれ

嶋男也方へ残置候物之内、壹尺式、三寸計り黒竹平骨鉄扇拵要之処、真鑰空有之、紫打組付房有之



咲ときハ花の数にハいらねとも
ちるにハ同じ山さくら花

三月廿三日四天王寺山内ニ而小川欣司兵衛届 口上覚

今早朝何者共不相知、男式人拔身ニ而拙宅玄関へ駆上り、硯・紙差出候様周章敷申候二付、下男立出見受候次第申聞候二付、硯紙等下男ニ申付為相持置候而、起上り寝卷之懸ニ而立出、如何之儀等相尋候処、水戸藩中ニ而先達而井伊掃部頭討留、当天下国家之為ニ異国交易掛り之者も不残打果し可申儀、定而様子は兼而被聞置候、姓名相尋候所、委細之儀は此通り書付置候間、銘々始末取片付等宜相頼候様申候折柄、拙宅門前へ多人数何れも棒携駆参り、門前より高声

二而尋常ニ繩掛レと右往左往ニ騷立候故、何分下拙乍不存能申間、如何様ニも一先拔身相納、何卒手段を以脇差奪取度存候得共、右之通門前ニ役方手先之者と思敷多人數立キョウ密居候事故、弥以曲者は必死之覚悟相極、直様致自殺候次第、不取敢此段御届申上候

三月廿三日

小川欣司兵衛

三河国吉田より六月五日出之書状

羽田野常陸

水人・薩人懷中致居候書付、先達而伏見御奉行囚人歸り之仁より得候書付、初二謹而脇坂侯執事ニ奉言上候云々と申一紙有之、次二本紙と有之一読仕候所、至誠至忠不堪感佩事共ニ御座候、然る所公辺ニ而御取用も無之様ニ承り及候、如何之事ニ御座候哉、彼之夷狄之邪術ニ闇迷被為在候御役人衆何共歎息、不及是非事共今更驚入申候、大坂志摩之社中桜靜東雄も被召捕、東下之由、新居泊アライ之節番人衆退屈ニ可有之とて、大道之講談致候由ニ御座候、其節認呉候歌ニ、児嶋高德を、

皇キミひとり　しろしめせとて花の木に　かく唐文字之大和魂

右之歌など詠じ、平氣なる由ニ御座候、当地は二月上旬より連日之雨天、三日と天氣続き候日は無之所、閏三月晦日ニ大風、尚又五月十一日之大風・洪水、当駅は大橋別条なく候得共、街道並木水押入、長州侯・一柳侯・織田侯等七日御逗留ニ相成、古今未曾有之事ニ御座候、漸々廿日頃より晴上り、此程は難凌暑ニ相成申候、米価高直、殊ニ当地は麦不作之上、粟其外之穀類・綿杯甚不宜候間、來春之凌方如何可有之哉、心配ニ御座候、何卒秋作は豊熟なれがしと、朝夕

祈願致居候外他事無御座候云々

出羽国本庄より六月六日出之書状

増川司馬

一、頃日桜田憤士等各懷中致居候由之書一見仕候処、驚歎すべき事共而已、天地をつらぬき、至当確然不可拔之大義、扱々愉快千万、浦山敷程ニ奉存候、右十八士之内ニは、御門人、又は御近付などハ無御座候哉、甚御免マユ倒之儀ながら、其内御閑暇御見合せ、彼之御藩邸ニ而御心安き方ニ被命、各小伝ニ而も御記し被下拝見仕度、実ニ希代之名士、後鑑ニ備へ申度事ニ御座候、もし無事之日認候詩歌、もしくハ書翰様之もの也とも得られ候ならば、猶更大悦之事ニ御座候、秘藏仕置度候間何とぞ奉願上候、尚又右變後、廟議如何可有御座候哉、未タ御目覚され申間敷哉、苦々敷事ニ奉存候、当地などハ辺鄙ニて、かゝる大義を承り候而も、外事之様ニ心得、左迄心ニ懸不申候族も重き方ニは間々有之哉ニ承り、扱々歎息無限事ニ御座候、今ニても事之破れに及候時は、銘々主君之上ニは相掛り候事を安然として罷在候は心底難計ものニ御座候云々

伊予国大洲より六月十五日出之書状

斎藤栄斎

一、一件之儀、御繪旨は御返上無之二相決、彦根も御家督別条有間敷由、猶又薩州ハ大ニ御存意も有之様子、此表大評判ニ御座候、彼之一列姓名、役名、神職、社号等之儀相分り候ハ、乍御面倒御問合せ被仰下候様奉願候、子孫へ鑑戒ニ仕度候間、此段奉願候云々

六月廿二日出、越前福井より来書之抄 中根鞆負

一、時勢之变迁、千秋万態、不測之事共、桜田之件も御跡式済迄之事
二而、根元之落着帰着之沙汰も無之、嘸々筑波下之一就盛政之時を
仰待罷在候而已ニ御座候、当時之所ニ而は、菽麦不弁之体計り相見
得、何分会得致兼候

一、昨日飛脚着ニ而承り候得は、水野土州貶黜之由、兼々謀主之沙汰
も有之仁ニ候得は、是より正ニ反るの端緒ニは無之哉、何分外国へ
之被仰渡と、彼之大将之身首全き体ニ而は、結句甚六ヶ敷次第なる
べく被察申候、○水府は先ツ平穩之由、彼之 御物も御返上ニ不相
成御内存之由承り申候、是は可賀事ニ御座候

一、薩藩一条有村一件如斯密旨有之候而は名義正大不過之、嘸々可惜
義士共、非命ニ死し候様ニ而は、弥時勢切迫ニ至るべく、彼之水士
之御裁決、又動静之機会ニ可有之も難計、如何ニも 幕府ニは御心
配之事共不堪恐察候

一、ホルトガル・フロイセン等も渡来之由、追々輻輳ニ付而も窃ニ掛
念罷在申候、清英之戦争も追々手始ニ相成候所、初度は英敗とも相
聞へ申候、実否如何御聞込之御儀も御座候ハ、為御聽被下度、田舎
ニ罷在候而は、実ニ如瞽如聾、更ニ見聞無之、別而碌々消光罷在候
云々

一、当地は暴雨等兎角不順之季候、貴国などハ如何候哉、弊国ハ大水
害を受候得共、他国ニ比し候而は大ニ軽く大慶仕居候、近江などハ
尤甚敷事共、湖水之盈溢も、中秋ならでハ平水ニ至間敷との風説、
今以浸漬之郷村多く有之由云々

因幡国鳥取より七月八日出書状

白井豊後

一、今便具ニ申上度奉存候所、日々之訓練、此暑中ニ而も朝七ツより
出張、九ツ半、或ハ八ツ時ならでハ済不申候、既ニ一昨日も浜坂と
申所、城下より壱里余放れ居候海浜ニ而終日訓練、昨日は七夕ニ而
登城、今日は又七ツ時より訓練ニ罷出、昼後帰り候次第、漸訓練後
氣を配候位之仕合云々

〔四〕

秘密日記

四月廿三日より
八月二日迄

一、四月廿三日、野上氏咄、野州佐野は彦根御領ニ而、三月三日之事
ニ付彦根御家老より急呼出し有之、百姓共多数出府致候得共、兼々
不服之者も多分有之、此節承り候所、水戸之義士等懷中致居候素懷
之書杯密ニ所持致居候者も数多有之候由

〔野上達^(附外脚注) 玄、下野佐野之近村野上村之医師〕

一、五月八日、宮和田氏咄、先頃細川様ニ而御預り人之内、森山繁之
助無疵ニ付、番士等甚不審ニ存じ、是は神官之事故武道ニは不案内
ニ而、其場ニ而は見物ニ而も致居候事ニ可有之、其帯刀を試候ハ、
相分り可申と申合、其筋へ申談、森山氏之刀を一見致候所、中身は
サ、ラ之如くニ相成、鏢元より三寸計り之所ニ深く切込壱ヶ所有之
ニ付大ニ驚、其節之事共森山氏へ相尋候所、同人答候は、其節敵式
人を引受切合候而、壱人手を負逃去、今壱人肩先を切候所、倒れ候
ニ付、止メを指可申と存候所へ、背後より敵壱人切掛り候故、飛去
りながら振向候節、鏢元三寸計り之所を切付られ候得共、漸々其敵
を打留申候、其間二前之敵は逃去り、甚残念ニ御座候、何を申も真

劍勝負は初て之事故、不都合之事共多く有之候と咄候由

一、五月九日、師岡氏・宮和田氏咄、去月末ニ水戸表へ薩州様より御使者を以、弥勅書は御持張之思召ニ候哉、又は御差出し之思召ニ候哉と御問合有之、依而右之御答極り兼候由、乍去表向御使者之応接ニ、御家老を被差出候事も相成兼候哉、元御家老相勤、当時隠居之武田伊賀と申人を先ツ江戸へ出府被仰付、当時小石川ニ而大評議中
之由

(備外脚注)
〔師岡節齋、江戸村松町住居医師、宮和田又左衛門、下総人、當時江戸住、劍術師範〕

一、五月十八日、久米氏咄、水戸より出府之武田伊賀、先日帰国ニ相成候由、薩州へ之御答は如何ニ候哉、一円ニ相知レ兼候由、○此事は昨日相良氏咄之趣も同様ニ御座候、依而右水戸表へ御使者を被遣候事は御承知ニ候哉尋候所、左様之事は承り候得共、何之為と申事は不心得由ニ付、武田氏は帰国致し、御国へ之御答も有之哉と相尋候処、武田ハ先日帰国之筈ニ候得共、御答之儀は不心得候由

(備外脚注)
〔久米孝三郎、水藩、九郎麿様、余郎丸様之御師範〕

一、五月廿九日、桑山御氏咄、三月三日以来夷人応接も大ニ安く相成候、夷賊も追々水戸老公之事を承り居候ニ付、此節夷人より難題申出候節は、日本ニは貴族ニ水戸殿と申御方有之、根元より交易御不承知ニ而、其事より全く御大老も手を負ハレ候程之事ニ付、此次第能々勘弁致し候様論し候所、夷人も大ニ畏服致し、格別之難題は相扣候由、倅より承り候趣、○倅とは外国奉行加藤老岐守様之事ニ御座候

秋田藩士井口宗翰『寛齋雜記』と気吹舎情報

(備外脚注)
〔桑山六左衛門、御旗本御先手頭〕

一、五月廿三日、今日 京師より 公儀へ何事か被 仰下候も有之御模様之由

一、六月二日、下総伊能氏咄、去月末日不覚夕暮ニ武士拾人計り旅装束ニ而同国香取之社へ参詣、内壱人拝殿へ上り、残り人数は警衛致居候様子ニ而、武運長久之御祈禱神主へ相頼、新小判三枚差出し立去り候由、然る所多分之金子ニ付姓名可承と跡追行候所、津之宮と申渡し場ニ而土足之俣高瀬船へ飛乗出帆致候由、何人とも不相分候得共、若哉彼之老公ニは有之間敷哉との風聞之由

(備外脚注)
〔伊能三造下総人〕

一、六月六日、野城氏咄、当朔日横浜夷人祭礼ニ付見物ニ参り候所、夷人之横行言語道断之事ニ而、夷人往来之節道路之妨ニ相成候者ハ、畜生之如くニ扱ハレ候ニ付、縦身命を果し候共夷人を切捨可申と覚悟致候程之事ニ候由、其祭礼之主神と申候は、野毛之弁矢と申候得共、実は邪宗之本尊サンダマロヤとか申女を祭り候由、尤役人又は下賤之者之中ニは、夷人より何様之恩恵を受候哉、夷人を主君之様ニ尊奉致居候、定而追々は邪宗之事をも伝へ可申、歎息之形勢申様も無之、乍去珍敷事も有之、彼地之遊女屋ニ五十鈴楼と申家有之、其主人過日夷人より席ノ子七ヶ月ニ相成候を洋銀千五百枚ニ而相求、小犬程之大きにて、一日ニ大鶏式羽ツ、食し候由、未夕同人手元ニ養置候を見受候、一体彼地之模様一ト通り見受候所にては、交易も随分繁昌之様ニ候得とも、内実相探り候得は、交易は至而不景色ニ而、遊女屋計り賑ひ候由、○此事は彼地之塗物屋大名善右衛

門之咄も同様ニ御座候

〔野城氏(備外脚注)、父誠大夫、御旗本市岡太左衛門殿用人、子良左衛門、

同小栗某殿用人〕

一、六月六日、青山氏咄、鍋島侯御帰国後、何之沙汰も無之、至而沈静ニ世間之形勢を被成御覧候模様之由、当時御如才なき諸侯は御国元へ御引籠之儀、当らず障らず至極之御工風(ママ)と奉存候由

〔青山稻吉(備外脚注)、遠山美濃守様御家中〕

一、六月七日、久米氏咄、紀州之水野土佐守、此度嚴重之御叱りニ而、隠居之上紀州へ蟄居被仰付候、是は根元より第一之奸物ニ而、水藩之無実も多分是より出候上、先般紀州より御養君之節御持參金を彦根侯と申合れ欲せしより、悪事悉く露顯致し候由、追々奸物相片付候間、是より正論ニも可相成由

一、六月十日、梅野氏咄、先日野州黒羽辺ニ而怪敷浪人壹人を百姓共捕へ候ニ付、姓名住所問糺候所、実は彦根浪人ニ而、外ニ同様之者十六人有之由、白状ニ及候ニ付百姓共多人数申合、不意ニ住処を取巻、悉く召捕候得共、浪人共は刃物を持居候ニ付、手負も多分出来致候由、其段領主より 公儀江御伺ニ相成候所、右一条は極密ニ致し、捕置候者共は内々家元へ引渡可申旨御差図有之由、○此事虚実不分明ニ御座候

〔梅野梅太郎(備外脚注)、浪人剣術師範〕

一、六月十日、勝村氏咄、先頃細川侯御逝去之事、実は御変死之由、其前日とか當中ニ而仙台候と何事か大議論有之、細川侯は甚御不都合之御様子ニ而御退出ニ相成御帰り之上、御逝去と申事、内々風聞

有之由

〔勝村長益(備外脚注)、公儀御坊主〕

一、六月十一日、中嶋数馬咄、一昨九日上州本庄宿ニ而水戸之御茶壺宇治より之帰りニ行逢候所、御茶壺之先江御長持一棹参り候ニ付、何之御品ニ候哉と尋候所、此度 禁裡より水府江真之御太刀を被下候御長持之由答ニ付、此節評判之高き御太刀御拝領は実事也と存候得共、猶不審ニ被思候ニ付、本陣へ参問尋候所、先触之写并請書之扣等為見候ニ付、弥相違なく相心得候由、○此御茶壺と申事は、毎年之事ニ而 公儀より被遣候ハ東海道往来、水戸よりは右之往来之由

〔中嶋数馬(備外脚注)、上野人、当時白川神祇伯王殿出役〕

一、六月十一日、大島東一郎咄、一橋様も三月三日以来大ニ御弛ミニ相成、此節は御歌など被遊、歌詠候者へハ、貴賤となく御題を被下候由

〔大島東一郎(備外脚注)、一橋様御家人〕

一、六月十三日、師岡氏咄、此度ホルトガル船初而渡来之所、直々品川へ乗込、東禅寺へ兼而相図ニ而も有之候哉、上陸致候と、直々同寺へ参り、英吉利人ニ対面致候由、品川入津より上陸之手際、兼而案内をも心得居候様也と咄ニ御座候

一、六月十五日、吉田周哲咄、近々ホルトガル人登 城、御目見被仰付候由、西丸は未夕穢無之所、又候登 城御免ニ而は、火之災を恐る、也と風聞之由

〔吉田周哲(備外脚注)、小出信濃守様御家中、医師〕

一、六月十五日、船橋氏咄、同藩水野土州之罪状は、第一陪臣御附人之身分ニ而公儀之御政事を取計候事、第一番之ケ条ニ而、都合拾五ヶ条有之由

〔備外注船橋宗信、紀州様御医師〕

一、六月十六日、原田氏来話ニ付、京師より御太刀御拝領之一件承り候所、御太刀拝領は毎年之事ニ而、今年は勅使御下向無之ニ付、御茶壺と同様ニ参り候事ニ可有之、其外別ニ御太刀拝領と申事は不承候由答ニ付、其段中嶋数馬江申聞候所、同人殊之外立腹ニ而、帯刀する者虚言を可申哉、拙者慥ニ京都南町奉行より之先触之写、其請書等をも本陣ニ而一見致候所、真之御太刀ニ相違無之、然る所例年之御銚太刀之由、水戸人之申候は処隠し居候ニ相違無之と申候、○其後又原田氏ニ御茶壺之事相尋候所、右へ附添参り候者茶道坊主を始として徒以下迄、帯刀之者は纔二十五、六人計リニ候所、上方ニ滞留中は所司代酒井候は一度も他出無之由、帰リ之者より承り候、何故水戸人をケ様ニ無法者と被思候哉、甚不審之事也

〔備外注原田誠之助、水藩御学館係リ〕

一、六月十七日、久米氏咄、五月廿三日 京師より 公儀江何か御到来之様子、同時に九州之三家、薩州・筑前・肥後へも何か 京師より被下候由、猶又追々 禁裡附大久保大隅守殿下向之模様、是又繪旨を守護して御下り之由

一、六月十八日、相良氏咄も同様

一、六月十八日、此節金銀殊之外不融通之上、別而小判并ニ金之壹歩判は両替店ニ而容易ニ引替不申、前日又は前々日ニも引替番附之書

秋田藩士井口宗翰『寛齋雜記』と気吹舎情報

付を取置、夫を以漸々引替ニ致候、尤一日之引替高至而不足ニ而、早朝不参之者は断を受候程ニ而、別而下賤之人氣不穩、既ニ昨十七日朝、筋違御門外両替店へ早朝多人数群衆致居候所、何か間違之事出来、終ニ店先之格子を打破リ、大ニ騒動致候得共、矢張両替は埒明不申候由、当時小判并壹歩金を持居候者は用弁ニ不相成程之事ニ御座候

一、六月十九日、勝村氏咄、此頃は 営中ニ而水府之評判大ニ宜敷、彦根之評判大ニ悪敷相成、此上は水戸老公御再勤不被成候而は抑も世之中は直リ申問敷と風説之由

一、六月廿二日、奥州白石より文通之趣は、此度仙台表ニ一揆之騒動有之旨噂ニ付相尋候所、御家老何某似せ銀札を拵へ、米穀を夥敷買入候事露顯致し、右手附之役人百八十人程同時ニ捕へられ、夫々輕重之御仕置ニ相成候事之由

一、六月廿五日、戸川氏咄、備中之国山崎主税助様領分ニ豪家之正論家有之、同志之人ニ候へハ、何人ニ而も食客ニ致置、既ニ数百人ニ及び候所、此度領主より下知ニ而右食客を差置候儀を断候ニ付、右之食客等不殘九州之地へ退散致候由、猶又慥なる咄ニ而承り候は、元御老中間部候は癩病之由、風評之通り相違無之、是は先頃上京之節乍恐

禁裡を欺き奉り候御罰と申唱候由、○此事は吉田周哲も彼之藩医より直話ニ而承り候由

〔備外注戸川佐五左衛門、筑前福岡松平美濃守様御家中〕

一、六月廿六日、龜山勇右衛門咄、三月三日之一条ニ而、野州佐野領

へ江戸屋敷より急沙汰有之、百姓共三千人程急速ニ江戸へ罷出候様
 名主宅ニ而申渡候所、百姓共大狼狽ニ而種々難渋之筋申立、漸々千
 人計り出府致候よし、此亀山氏は名主役を勤候者也、猶又同人咄ニ、
 佐野領中ニも正論家数多有之、兼而彦根之御政事不宜と申立候者も
 有之候所、此節猶更にて水戸之忠士素懐之書付など密々所持致し、
 感称^レ歎美致居候者も多分有之候由

一、六月廿五日朝、西丸御堀端御普請小屋出火有之、精材多く焼失致
 候由

一、此節又候 京師ニ而八人程被召捕候者有之、其中ニ薩人も有之由
 風聞

一、七月朔日、兼而評判之通、弥今朝大久保大隅守様下向、
 綸旨を御長持ニ入れて登 城、御品は御玄關より首にかけて御上り
 之由、見聞之人多く有之、尤別段 勅使をも可被指下所、御本城
 も無之事故、大久保大隅守様を被指下候事ニ付、此旨相心得候様と
 の御沙汰之由

一、七月四日、大石善右衛門咄、去年御約束之通り弥五ヶ国之夷人共
 へ々ヶ国へ米三拾万石ツ、被遣候事ニ相成候間、追々米価も高直ニ
 可相成、是今迄ニ而錢百文ニ五合前後之事故、下賤困窮至極之所、
 此上は如何相成候哉難計由

〔大石善右衛門、駿河人塗物屋、横浜ニ出店アリ〕

一、七月八日、松平御氏咄、当月朔日御下り之 綸旨は極秘之由ニ而、
 御趣意慥ニ不相分候得共、風説ニは水戸老公御再勤、尾張・越前等
 之隠居も御同様ニ被成、速ニ夷賊を追払候様可致との御趣意と申、

又は去々年来御不審之廉々御尋之由も申唱候由

〔松平氏、兄源七郎殿、御旗本寄合次席、弟主税助殿、同講武所
 教授役劍術師範〕

一、七月九日、桑山御氏咄、此度之 綸旨は 公儀御役人も不容易御
 大事之由ニ而大ニ御心配之由、朔日ニ大隅守様御長持之俣御登城、
 御城内より御品を首ニ掛而御上り、直々御前ニ而御開封、御拜見之
 所、何レも御顔色変じ候由、其御趣意は極秘ニ而慥ニは不相分候得
 共、夷狄御打払とも、或は違 勅老件之御難問とも、又は御老中を
 御老人御召也とも、御縁組之事也とも申候得共、御縁組之事には無
 之由

一、七月九日、下座見咄、当朔日 綸旨と申評判は、皇女を
 將軍様へ被下候事之由、尤是迄 御当家へ 皇女を被下候御例無之
 に付、大臣家へ被下候御例ニ可相成、左候ハ、御賀君一夜
 御所へ御泊り之事故、將軍様御上洛も可有之所、是ハ不容易儀ニ
 付、御名代ニ御老中御二人御上京、尤江戸へ 御入輿之上は 御台
 様と不申上、何之姫宮様と御称し之事ニ而、諸大名様へ 公儀より
 御守殿御引受之姿ニ可相成との風聞之由

一、七月九日、山崎氏咄、此度 京都より江戸大奥之姉小路殿を被召
 候ニ付、当廿六日頃御同人此表出立、御上 京之由、同藩池田氏之
 寡婦、兼々姉小路殿ニ奉公致居候所、此度右之婦人を被召連候由ニ
 而、其家元ニ而出立之用意致居候、御用之筋は御縁組之事ニも可有
 之との風説は有之候得共、左様之事には無之、殊之外心配之筋ニ而
 若州御家中は勿論、右寡婦も大ニ心配致居候由

〔山崎鳳三郎、所司代酒井若狭守様御家中〕

一、七月九日、木原氏咄、先頃薩州様より肥後へ表向被仰進候は、當時天下之形勢何と御心配被成候哉、江戸表之御政道を熟覽致候処、此上は銘々自国大切之時と有之候間、江戸へ計り關係致し居候而は難罷在時勢と被存候、右二付、其御国許此上之御処置を承り、其御答次第二而近国之諸侯へ表向使者を以可申達心得二有之、依而御隣国之事故、先ツ及御掛合候旨被仰遣候二付、肥後表二而御評議決兼、江戸へ申来り、當時は未夕何之御返答も無之模様也、夫二付薩州公二万一之事有之節は、江戸より討手は必此方へ可被仰付、乍去薩州二は、綸旨御所持二付、是へ弓を引候事は不相成、万々一難遁時は、鏃なき矢二而も射出し候より外無之、尤是は此度之御答二依るべき事之由、○先頃桑山氏之咄に、当薩州公は先君之御志を継玉ひ、正論之由二申候得共、乍憚右様之御方とは不被存、先頃御同家へ御暇上使之取持として、拙者も参候所、元来初而御逢二候得共、暫くと被仰候二付、御挨拶二当惑致候事也、夫二付先頃之風聞二、先薩州公は御逝去二は無之、當時御国許二被成御座候と申噂も有之、此度御参府之御途中より御引返し之事など、又は有村雄助を御引取之事、中々不容易御器量と相見へ候、如何二も先公御存生も難計被存候、又考候得は、水老公も御若年之時は御耳遠之真似を被成候事も有之、織田信長公も御若年之時は馬鹿殿と申候程之事も有之、旁以甚不審之事也と被申候事

〔備外雜注木原樞太、肥後細川越中守様御家中〕

一、七月十日、久米氏咄、大久保大隅守様御知行所は、常州之内二有

秋田藩士井口宗翰『寛齋雜記』と気吹舎情報

之所、右知行所之神職何某と申者、此度御領主不容易御大事二而下向之趣承り、早速江戸へ出府致し、大隅守様御屋敷へ罷出候所、大隅守様江戸御滞留中、公儀御嚴重二兩人を被付置差添下り候、与力同心迄も他之者へは一円対面も不叶程之事二付、右之神職も無是非他之評判を承り候所、種々不容易事共相聞へ候二付、益心配致し、漸々大久保家之用人二対面致し、実否承り候所、用人も深く心配之様子二而、世間二而申候御縁組などの事二は無之、国家之御大事也と而已承り候迄二而、慥なる事は不相分と答候由、右神職之咄

一、七月十六日、原田氏咄、此度御縁組之儀、京都より被仰出候との風聞有之候得共、右様之事二は無之、内実承り候所、

当今之皇子を、儲君二御定被遊候御事之由、殊二大久保家之下向は又其事二も無之、違、勅之御不審二相違有之間敷、尤

儲君之御一条、并二御縁組と申事は、五月末二、京都より被仰下候御模様二候得は、是又未夕実説は不相分由

一、七月十七日、師岡氏咄、諸侯之内薩州を始今年御参府無之御方々兼而存意有之由、風聞は承り居候得共、実は御如才なき被成方二而、何事も正邪共二御掛り合不被成候思召なるべし、當時は正論申張候御方々を御謀叛同様二申触候、江戸へ能く御勤被成候御方々をば、正論家よりハ邪徒同様二申居候得共、當時御在江之諸侯二も正論之御方も可有之、左様之御方々は明年之御暇を御待兼可被成候、乍去明年二相成、万一御代り合之諸侯御参府無之時は、自然江戸御滞留二可相成、夫二付而も薩州を始御如才なき被成方と感心致候由

一、七月十七日、松平御氏咄、松平越前守様之御隠居様、此節は詠歌

など御慰ミ被成候由、過日も不相替時勢を憂ひ玉ひて、五月雨之題にて

ぬば玉の あやめもわかぬ 五月雨に

われをなぐさめ 山ほと、ぎす

- 一、七月廿日、洋銀ニ而御吹立ニ相成候老歩銀、俄ニ通用止り可申由、何人之申出し候哉、江戸は勿論近在近国迄俄ニ人氣動揺致し、洋銀を聊計り持居候貧窮小前之者杯、大ニ騒動致候、是は諸商人共右之噂を承り、洋銀ニ而は代払候而も受取不申、或は老歩銀を弍朱位ニ候は、引取可申など申程ニ至り候所、根元 公儀より御触も無之事故、翌日より常之通りニ相成申候、今半日も其俣ニ而有之候ハ、騒動ニも可相成勢之由、尤先頃より小判并ニ老歩金は甚不通用ニ而、所持之者も用弁ニ不相成候程之事故、右等之風評も起り候事と存候
- 一、七月廿一日、戸川氏咄、九州辺益騒々敷、先頃より正論之浪人共数百人相集り、大將は薩州浪人之由ニ候得共、未タ名前は不相分、副將は筑前浪人ニ而小金丸次郎と申人之由、何方ニ住居致候哉、住所ハ更ニ不相分、然る所先頃備中国ニ而山崎主税助様御領分へ集り候正論之浪人、九州地へ退散致候所、定而右之連中へ相加り可申由之風説、此度内々御国元より申來候趣
- 一、七月廿三日、久米氏咄、昨廿二日夜、町方之与力同心近国か近在へ出張之模様ニ而余程之混雜致候由、何事か未タ不相分
- 一、七月廿三日、古川氏咄、熊本侯御逝去之事、種々風評有之候得は、実は厠へ御入被成候所、御家中之押へ足輕椽下ニ忍居、下タより突候ニ付御逝去之由、何故とも未タ不相分と風聞承り申候、此候は、

先頃之風説に 営中ニ而仙台侯と御議論有之、仙台侯之御説ニ当時大広間国主之歴々たる御身ニ而、万事 公儀之御役人ニ而已御諮諛被成候御国格之事ニも御構無之候而は、詰る所不忠ニ陥り可申、如何之御心得ニ候哉などの御議論有之候由、右様之説より申出候事ニも可有之候哉、熊本侯は御自殺とも申候由

(御外御注)
〔古川將作、白川神祇伯王殿関東執役〕

- 一、七月廿六日、師岡氏・宮和田氏咄、此度薩州より肥後へ御使者を以御問合と申事、此度肥後之奥医師 より極密承り候得は、御家老長岡佐渡と申人へ薩州様より御直書を被下、此節之時勢ニ付公辺へ拘はらず御相談申度儀有之候間、早々君侯御帰国ニ相成候様可取計との事ニ付、尚細川侯は九月末^{廿七日頃}江戸表御発駕之御都合之由、尤御重病ニ而御出府之事故、兼而御帰国之御都合ニは候得共、右一条ニ付尚更御急キ之由
- 一、八月朔日、相良氏咄ニ付薩州様何頃御参府之御模様ニ候哉と相尋候所、当時之所中々御参府之御見詰は無之、此上十分之正論 公儀へ被仰立、御取用無之候ハ、御参府は被成間敷、勿論此儀は水府様へは厚く被仰入、水府様御不同意ニ候ハ、其節は御老人立ニ而も是非正論は御立被成候御都合ニ相成居候、此一条御相談ニ付、熊本侯も八月末ニ此表御発駕之模様と承り申候と極密話ニ付、先太守様未タ御国元ニ被成御座候由、世間ニ而専ら風評致候、此事は如何候哉と相尋候所、相良氏何とも答は無之、只微笑致居、当時薩州人之
- 公儀之嫌疑を受候事甚敷、是は無拋儀と覚悟致居候、先頃京師之御

留守居池田何某 京地ニ而有村同族との御疑ニ而被召捕候所、御間違之由ニ而御帰シニ相成候所、池田氏申上候は、右様之御疑を蒙リ、一度恥辱を受候儀、国許へ罷帰り、主君へ申訳無之候間、乍憚御役人衆御間違ニ而恥辱ニ相成候との御証文を被下度、夫を以主人へ申訳可仕と申立候ニ付、御役人も当惑ニ而、ケ様ニ我々列席ニ而間違之段達し候上は相違無之候書付を差出候事は難致との事ニ而、池田氏漸々引取候由、

〔相良（關外雜注）甚之丞、薩州様御家中〕

一、八月二日、久米氏話ニ付、此節御国許は御静謐ニ候哉と相尋候所、当月見前後ニは 公辺之御模様変り候事可有之、万一左も無之候ハ、当八月を治乱之境と相心得候由、尤是は秘中之秘ニ而候由、極密之咄ニ御座候、猶又九州辺之模様、弥強盛ニ相成、薩州之事は申迄も無之、鍋嶋家よりも肥後へ御使者を被遣候所、御答無之ニ付、押返し三ヶ度迄御使者被遣候由、彼小金丸等之浪人組も肥後辺ニ居住、人数も相増大ニ正論を唱居候由、○此度大久保氏守護ニ而被下候 繪旨は、即日御拝見と申候得共、実は未夕御開封無之、其内此表之御所置を御定め、夫々御執行之上 京師へ御託被仰上候、御否之御模様之由、即日 繪旨御拝見と申事は全く種なき事ニは無之、所司代之御用状を御開被成候所、 繪旨之御趣意も大方相分り候趣ニ候由

○右水府・薩州其外之人々も容易ニ他人へ洩し候事ニは無之候得共、全く師弟之間柄ニ付打明相咄候趣は、兼々心得居候事に御座候

一、此度夷人富士登山ニ付、種々風説有之候得共、実は夷人登山之時

秋田藩士井口宗翰『寛齋雜記』と気吹舎情報

は何之指支も無之、無事ニ下山致候由、其頃江戸表ニ而は廿四日之嵐ニ而 公儀之御軍艦壹艘破船致し、御船印計り漸々海中ニ流居候を見出候由、尤右乗組教授方三人、水手廿八人乗之所水手六人、伝馬船ニ而御台場へ漸々乗付候所、是又水船ニ相成、漸々御台場へ泳付、六人は助命致候得共、其外は溺死致候哉、更ニ船之形も相見得不申候由、風説ニは、日本は古来より神風ニ而夷人を吹破り候事は度々ニ候所、是は此方ニ而打払之覚悟ゆへ 神助も可有之、當時は夷賊を此方より取扱候ニ付、夷人ニは強而罪は無之、則取扱之方を神も憎ミ玉ふ故なるべしと申唱候由、是も天之戒ニ可有之候

〔夷人（關外雜注）登山、七月廿二日、其日は至て穩晴〕

万延元年庚申八月於淺草邸写之

井口宗翰